

平成 2 1 年度事業計画

平成 2 1 年 3 月

財団法人調布ゆうあい福祉公社

調布ゆうあい福祉公社の「理念」

公社は市民相互の助け合いと
自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて
あたたかい地域づくりを目指します

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようサポートします
- ・ 利用者の尊厳を守り、その人らしい生活を支援します

運営方針

1 現状と課題

(1) 公社をとりまく社会状況

平成21年度は、介護報酬の見直しがおこなわれ、介護報酬全体で3%、在宅分として1.7%の引き上げとなっております。その内容としては、全体に対する基本報酬の見直しではなく、体制加算（サービス内容・資格者職員配置等）などに対する一部の見直しにとどまりました。このことにより、在宅介護サービスを主体とする事業所においては、その影響は小さなものとなりました。また、高齢化傾向に比例して中・重度者も増加し、地域の中で介護予防を重視した取り組みと同時に軽度の高齢者も含め在宅生活を続ける上で、現行制度だけでは補完しきれない必要な支援や、介護の担い手不足、利用料の自己負担等の大きな課題となっております。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しも引き続きなされておりますが、高齢者を取り巻く医療制度については、保険料の負担や受けられる医療に対する不安が増大しており、医療と福祉との連携は更に求められるようになっております。

調布市では65歳以上の高齢化率が既に18%を越え、更に、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の割合が高くなってきております。平成21年度から23年度の3か年を計画期間とする第4期調布市高齢者総合計画には、当公社の住民参加型サービスや生活支援コーディネート事業が位置づけられることとなり、住民参加による共助が改めて見直されると同時に、なお一層、重要な役割を担うようになってまいりました。

介護現場では介護従事者の人員不足が目立ち、必要な職員数を確保することが困難な状況となっております。一方では、人材の育成や資質の向上をバネに、より良質なサービスや現行制度を越えた在宅支援サービスの提供も求められております。

平成20年12月に施行された公益法人改革では、従来、主務官庁の裁量で許可していた法人が、第三者機関である公益認定委員会が決定する仕組みとなり、税制上優遇措置が受けられることとされています。このため、公社が公益法人を目指すとした場合、第三者機関が定める公益性のガイドラインをクリアすることが必要となってまいります。但し、現行の公益法人につきましては、法施行日から5年間は特例民法法人として存続する経過措置が設けられていることから、この期間内に今後の方向性について公社内部での検討と共に調布市とも協議してまいります。

(2) 公社の現状

1) 組織体制の安定化

この度の介護報酬の引き上げの趣旨ともなりました福祉介護職の人手不足は、公社においても深刻であります。ニーズの拡大に伴う人員の確保や人材の育成については、あらゆる機会を捉えて努力しなければなりません。

また、今年度厨房の改修を予定しておりますが、工事期間中の食事作りが中断すること以外にも、多くの課題が予想されております。今後、施設改修については、引き続き調布市と協議してまいります。

2) 共助システムの発展

平成20年3月厚生労働省のこれからの地域福祉のあり方に関する研究会より、「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」報告が発表されました。平成21年度からの第4期調布市高齢者総合計画と同様、この報告書の中で、地域での新たな支え合い・共助は、福祉ニーズを抱える住民の方が、地域での「自立生活」や「自己実現」をかなえるために不可欠であることが謳われました。

住民参加での共助は、既にこれまで公社が取り組んできた「市民相互の助け合い」の内容と同じです。更に、受託事業や介護保険事業を実施する中で、利用者に必要なサービスを住民参加の各事業とも組み合わせ、調整していくコーディネート機能の充実が求められています。また調布市の地域の人的資源を充実させ、公社が培ったノウハウを地域に伝えていくという公益性を発揮しながら、公社の共助システムの発展を目指してまいります。

現在、地域から寄せられる様々な要請は、介護を必要とされない元気な高齢者からは活動の場を、また地域における「支え合い」の仕組みづくりのノウハウの伝達をとの声が挙がっています。そして介護保険制度など公的なサービスだけでは埋められないニーズへの対応や、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり、更には重度の利用者の方への対応や、民間事業所からのケース移行、自立支援法に対するご意見、虐待問題を抱える事例、家族介護者支援の依頼などが寄せられており、引き続き取り組んでまいります。

(3) 平成21年度公社の課題

平成21年度から平成23年度を計画期間とする第4期調布市高齢者総合計画が目指す目標に沿って、高齢者の方が安心して地域で暮らすことのできるよう、以下の課題に取り組んでいきます。

1) 制度改正への対応

平成20年4月から施行された長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の改革、平成20年度12月から施行された公益法人制度改革、そして平成21年4月から改正される介護報酬の見直しについては利用者に混乱のないよう対応し

てまいります。

公益法人制度改革においては、引き続き5年後、10年後の公社のあるべき姿を見据えた上で、公益性とセーフティネットとしての役割が求められております。そこで公社の20年の事業を振り返り、公社のあり方検討委員会を設置し、調布市とも協議を行いながら公社事業の更なる発展に向けた検証を行います。

また、将来的に医療制度改革に対しては、2012年度末までに療養病床群の削減に伴い、重度の利用者の方が在宅に戻られることが想定され、地域で支える在宅支援と同時に、より一層医療機関との連携が重要となってまいります。

2) 組織の安定化に向けた対応

第1に職員一人ひとりが、安心して、継続して働くことのできる労働・職場環境の整備と共に、職員の資質の向上を目指してまいります。今年度も、「費用対効果」や「簡素効率化」の視点に立ちながら、高齢化傾向に比例して増加する在宅支援サービスを担う職員の適正配置と同時に住民参加やボランティア参加の拡大に努めてまいります。

今年度は、新たに調布市の支援をいただき福祉介護者の就労支援ともなるヘルパーフォローアップ研修を実施いたします。従来の公社職員の研修を含め、介護に必要な資格をお持ちの方に職場復帰を願うにあたり、必要な技術と情報の提供に努めてまいります。

第2には、設立から21年を迎え、建物、設備、備品等の改修と同時に、公社事業の実施に必要なスペースの確保などについて調布市と協議しながら取り組みます。特に、今年度に予定しております厨房改修につきましては、食事サービスに限らずデイサービス、シルバーピアの住民、近隣住民、公社事業の関係者等への影響が予想されております。出来る限りの準備をし、工事の影響が最小限となるよう努めてまいります。

2 基本方針

国内の高齢化傾向は、平成28年度(2016年)にピークとなると予測されております。これからも、地域のみなさんから信頼や支持される公社づくりを、職員の共有課題として取り組んでまいります。

公社運営の方向性や事業・組織体制などを常に点検し、より一層深刻化する高齢化社会に備えなければなりません。今年度もこれまで以上に、調布市を始めとした関係機関及び多くの地域住民の皆さんのお力添えをいただきながら、ご一緒に以下の方針に取り組んでまいります。

(1) 公社理念を職員が理解し、事業に反映します

(2) 法人の経営の方向性及び現在の課題について職員が理解し、改善・改革

についての取り組みを継続してまいります

- (3) 関連法制度を遵守するとともに、サービスの質の向上を目指し、知識や情報を収集しながら、職員等の研鑽を深め公社のサービス水準のアップを目指します。
- (4) 市や他の福祉医療機関をはじめ、多くの関係者と連携しながら、個々の利用者の期待に応えると同時に、地域福祉レベルの向上を目指します。
- (5) 地域のニーズを的確につかみ、必要な事業の実施に向けて地域住民の皆さんと一緒にチャレンジしてまいります。

3 重点事業

- (1) 住民参加の共助における新たな活動の場の拡大
- (2) 介護保険制度では対応できない方への在宅支援
- (3) 介護保険制度改正への対応
- (4) 公益法人制度改革への取り組み
- (5) これからの公社事業の方向性を検討
- (6) 認知症の方を支える地域作りと介護者等への支援強化

事業計画

(1) 高齢者等の在宅福祉に関する普及啓発事業(1号事業)

事業のねらい

今年度は、地域における福祉活動の必要性の高まりを受け、より一層住民相互の助け合いによるあたたかい地域づくりが充実することを目指します。

身近な生活課題を発見できる体制づくりを目的とし、自発的な市民の関心と参画が促せるよう広報等強化いたします。

また、生きがい講座では引き続き、趣味活動を通じて地域で暮らす住民同士の仲間作りの場を提供し、介護予防の視点を取り入れた支援を実施いたします。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
福祉講演会 (186千円)	保健、医療、福祉等に関する、市民の社会的関心事について情報提供を行い、調布市の関係機関と連携し福祉の街づくりを進める。	講演会開催により情報の発信とともに、ニーズ把握を行う。 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	住民が福祉の街づくりに主体的に取り組むきっかけをつくることできる。
機関紙 「ほっとらいん」の発行 (3,179千円)	公社の会員、市民へ向けて公社の事業紹介や情報公開、福祉等の制度についての情報提供を行う。	機関紙「ほっとらいん」の発行。 11回/年 4～6ページ 新聞折込による「ほっとらいん特別号」の発行 1回以上/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供ができる。 その結果地域に埋もれているニーズの掘り起こしができる。
ホームページ (190千円)	公社事業、サービスの紹介、情報提供など様々な情報発信を行う。	ホームページの更新 随時	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	時間に制約がなく、情報提供ができ、利便性の向上に寄与できる。
公社事業地域説明会	地域に向けて公社事業の紹介及び説明など情報提供を行う。	公社事業計画及び各サービスについて地域で説明会を実施する。 1回以上/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供を行い、事業への参加、協力、連携について推進することができ

				る。
協力会員登録 説明会	地域において住民参加型有償在宅サービスの広報及びサービスを担う市民(協力会員)を募集する。	住民参加型在宅サービスについて地域で説明会を実施する。 4回以上/年	市民	定期的に説明会を実施することにより、地域の支えあいを広く市民に理解していただき、住民参加型サービスを促進することができる。
ボランティア 体験	ボランティア活動を通じて、福祉サービスを理解する。	公社事業でボランティア活動を体験していただく。 年間	市民	地域福祉について関心を持つとともに、住民による福祉の町づくりの実践を推進することができる。
生きがい講座	中高年の地域住民同士の交流による仲間作り、そして参加者自身の生きがいと社会参加の機会を提供すること。	料理講座を行う。 1回/年(6回コース) (274千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:12人	食に関する正しい知識と技術を習得し、食生活と健康維持の関係にバランス意識を持つとともに、仲間づくりの機会を提供できる。
		フォークダンス講座を行う。 1回/年(5回コース) (148千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:25人	体を動かすことによる筋力低下を防止する意識を高め、また仲間づくりの機会を提供できる。
		IT講座を行う。 【Information technology=情報技術】 年1回(4回コース) (546千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:15人	IT講座(パソコン全般、インターネット等)を通して、IT社会への順応、生きがいの創出、地域で支えるコミュニティの形成などが期待できる。

自主サークル 活動支援	生きがい講座参加による関心興味を継続して実施できる場づくりと仲間づくりを進める。	「だいこんの会」 随時	講座参加者等	料理講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		ゆうあいフォー クダンス友の会 「すみれ」 「フレンズ」 随時	講座参加者等	ダンス講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		「結会いネット 倶楽部」 随時	講座参加者等	IT講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。

(2) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する研修及び人材育成事業
(2号事業)

事業のねらい

地域におけるニーズの多様化に柔軟に対応し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域を支える担い手の発掘、育成が必要となっています。

そのため今年度も、担い手が安心して住民参加型サービスに参加できるよう協力会員研修の体系を整え、また幅広く専門的な研修を企画し、多様なニーズに迅速に応えられる質の高い人材の育成に重点を置いてまいります。

さらに、公社の住民参加型事業、地域包括支援センター、デイサービス、訪問介護といった各事業の専門性を生かしながら、地域住民の福祉活動への参加を推進できるよう、各種研修等を実施してまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
協力 会員 研修	協会員が有償在宅福祉サービスへの理解を深め、活動に携わるための基礎を学ぶ研修を行う。	基礎医学、在宅福祉サービス、福祉公社の事業ガイダンスを行う。あわせて、活動を行う際の心がけについてガイダンスを行う。 4回以上/年	協会員	在宅福祉サービスの基礎を学んでいただくことで、担い手育成の基礎作りを行いスムーズに活動に入れるようにする。

ホームヘルプサービス協力会員研修	協力会員がホームヘルプ活動に携わるにあたり、高齢者や障害者への理解を深め、技術の向上を図るための研修を行う。	ホームヘルプサービスの活動に必要な知識・技術を習得するための講義・実習等を行う。 1回以上/年	協力会員	協力会員が自信を持って活動に入ることができ、利用者へより質の高いホームヘルプサービス提供ができる。
食事サービス協力会員研修	主体的に活動に取り組めるよう、必要となる技術や知識を習得するとともに、参加をした会員相互の情報共有の場を提供する。	新人研修 理念、事業を理解し、活動に参加するための基礎知識・技術を習得する。 随時	新人協力会員	新規に活動へ参加をする協力会員の不安を取り除き、円滑な社会参加を促すことができる。
		スキルアップ研修 食事サービスの提供に関わる協力会員が、主体的に、活動に必要な知識・技術を習得するための、講義・実習等を行う。 2回以上/年	協力会員	活動をする会員のモチベーションの向上、円滑な事業進行、サービスの質の向上が期待できる。
協力会員外部研修派遣	活動に必要な知識を得られるよう、協力会員を他の福祉、医療団体が実施する講座、セミナー等に派遣する。	協力会員に必要と思われる外部研修会について参加を働きかけ、派遣する。 年間	協力会員	外部研修を活用することで、協力会員がより幅広く学ぶ機会を提供できる。
協力会員協議会 (85千円)	有償在宅福祉サービスの担い手である協力会員が、活動や地域の支えあいについて協議する。	会議や交流会などにより、協力会員のネットワークづくりをサポートし、協力会員が地域を支えるための基盤づくりを行う。 年間	協力会員	住民による地域支えあいのネットワークづくりを促進することができる。

ゆうあい福祉 セミナー (159千円)	広く協力会員、市民、介護保険事業者等に対し、在宅福祉サービスについての研修を行い、地域における人材育成を促進する。	在宅福祉・高齢者福祉・障害者福祉・認知症ケア等に関する各部門の専門の講師を招き、研修を行う。 1回以上/年	協力会員 市民 介護保険事業者等	幅広く質の高い人材が育成でき、地域の担い手の底上げとなる。
2級(訪問介護員及び障害者(児))ヘルパー講座	2級ヘルパーとして必要な知識及び技能を有する人材の養成を図る。	在宅福祉、高齢者・障害者福祉、介護等に関する講義と実習をプログラムとする講座を開催する。 1回/年	市民	地域に求められている質の高いヘルパーを養成することができる。
ホームヘルパーフォローアップ研修 (500千円)	ホームヘルパー養成講座を既に受講され、就労されていない方に向け、スキルアップを目指し就労につなげる。	介護実習、介護保険の現状などに関する講義と実習をプログラムとする研修を開催する。 3回/年	ホームヘルパー2級等の有資格者で未就労の方	介護人材の掘り起こしと就労支援を行う。
精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修	精神障害者ホームヘルパーとして、質の高いケアを行うことができるための研修を行う。	精神障害者ホームヘルプサービスの現場で必要とされる専門的内容に関する講義、事例検討などをプログラムし、研修を開催する。 1回/年	ホームヘルパー従事者	従事者が専門職としてスキルアップし、質の高いケアを実践できる。
実習生の受け入れ	福祉資格取得等に必要の実習の場を提供する。	福祉資格等取得養成実習 (ホームヘルパー2級、社会福祉士等) 年間	社会福祉の教育を実施する教育機関等から派遣される学生	介護保険制度の福祉サービスだけでなく、住民参加型福祉事業を理解することにより、幅広い福祉サービスのあり方について理解することができる。

		東京都社会福祉協議会「介護等体験事業」（教員免許法の特例による社会福祉施設における介護体験事業） 年間	教員免許取得を希望する学生	福祉を専門としない学生が社会福祉の実践を体験してもらうことにより、福祉への理解を深めることができる。
福祉専門職講師派遣	ホームヘルプ養成講座・市内外の各種研修会・講座等に公社職員を講師として派遣する。	要請された研修について、適切な専門職員を派遣する。 年間	市民関係団体等	公社が地域福祉サービスを担うなかで培ってきた専門性を各種研修会において還元することにより、人材育成の裾野を広げることができる。

(3) 高齢者等の在宅福祉サービス向上のための調査・研究開発事業並びに情報の収集及び提供事業（3号事業）

事業のねらい

今後の福祉サービスの変化を予測し、「在宅福祉サービスのあり方」、「住民参加活動の方向性」を協議していく上で必要な調査研究を行い、事業の向上と発展を目指します。

ひきつづき、施設設備のメンテナンスやシステム化、サービス形態の見直し、人材育成の体系整備等、住民参加型サービスシステムの整備に取り組みます。

それにより、地域福祉活動を推進する他の団体や地域を拠点として自主的に活動されるサロン、サークル活動などとの連携の中、安定的かつ継続的に提供できる地域の要請に応えられる住民参加型事業を目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
公社事業と公益法人改革の検討	今後公社が、取り組むべき事業と制度改正への適正な対応を検討する。	公社が今後進むべき事業の方向を検討する。また、公益法人の改正の情報を収集、検証する。 年間	公社会員等関係者 学識経験者 公社職員 市職員	公益法人改革、介護保険改正を受け公社を取り巻く社会状況が大きく変化する中、今後の公社が取り組むべき事業が明確にできる。

住民参加型事業の研究と開発	公社に求められる住民参加事業の内容を検討し、必要とされるサービスシステムを検討・開発する。	住民参加事業についての調査・研究を行い、現在の事業の見直し、新たなサービスシステムの開発等を行う。 年間	公社職員	時代背景や地域事情を把握し、地域に求められるサービスを提供できる。
利用者満足度調査	サービス利用者の満足度を調査し、サービスの質の向上に努める。	公社サービス利用者アンケートの実施 1回/年	介護保険サービス利用者	
関係機関連絡会への参加	公社と地域関係機関との連絡調整を図り、福祉サービスの向上に努める。	「サービス調整会議」や各機関が開催する会議への参加 年間	公社職員	
市場の動向調査の情報収集	外部市場動向に目をむけ、公社事業の向上と発展に努める。	各種メディアにより、国の動向や利用者ニーズに関連した情報を幅広く収集し、事業に関する検討を行う。 年間	公社職員	

(4) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する生活・健康相談事業
(4号事業)

事業のねらい

福祉のサービスメニューが充実し、情報が収集しやすくなっている今日において、逆にサービスを利用する上で、選択、利用の方法がより複雑化する傾向にあります。こうした中、自分自身の望む暮らしのために必要な情報を得て、適切にサービスを利用し、日常生活上の問題を解決するためには、気軽に相談できる場がますます重要になっています。

公社では、市民が安心できる相談拠点をめざし、ソーシャルワーカーや看護師の専門性・多様性・地域密着性を高めるとともに、他機関・他職種との連携を図り、多様な相談に適切に応じられるよう体制を整えます。

さらに、増加する認知症高齢者や緊急対応、そして障害者・子育て・ターミナルケアなど制度の

はざまでお困りの方々に対応できるよう、相談体制を整えます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
在宅福祉サービスに関する相談	生活支援の視点に立って高齢者等の生活相談に応じ、関係機関と連携を図りながらホームヘルプ等の在宅福祉サービス情報を提供する。	地域包括支援センター、公社のソーシャルワーカーによる電話、来所、訪問相談 年間	市民	地域で暮らす高齢者が身近な窓口で相談ができ、安心して暮らすことができる。
生活訪問相談	利用者を対象に、日常生活相談や利用者一人ひとりのニーズにあったサービス調整を行う。	ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる訪問・電話・来所相談 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	住み慣れた地域での安心した在宅生活をサポートできる。
健康訪問相談	利用者の心身の健康に関する相談や必要な指導、助言を行うことにより、家庭における健康管理や健康の増進を図れるよう支援する。	看護師による訪問・電話・来所相談。 必要に応じて主治医との連絡調整を行う。 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	健康面での相談に対応することができる。
医師による健康相談 (378千円)	心や体の悩みなどの健康に関することについて、公社相談医による個別相談を実施する。	内科相談：隔月 神経科相談：隔月 午後1時30分～3時実施 1回/月	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	専門医による個別相談の場を提供することにより、市民の健康維持、介護予防につながる。
法律相談 (236千円)	市民生活の中で発生する法律的な手続きについて、顧問弁護士による法律相談・情報提供を実施する。	第3金曜日 午前10時30分～12時実施 隔月	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	法律的な悩みを専門家に相談する機会を提供できる。
協力会員の活動に関する相談	利用者の個別のニーズに対して適切なサービスが提供できるよう、ソーシャルワーカー、看護師とともに相談体制を整え、協力会員の活動上	協力会員とソーシャルワーカー、看護師との相談 年間	協力会員	ボランティアである協力会員に対するバックアップ体制をとることで、協力会員が安心して利用会員宅で活

	のアドバイスを行う。			動が行え、地域の 支えあいが促進さ れる。
協力会員の健 康に関する相 談	協力会員に対し、健康診 断と健康相談を行う。	医療機関での健 康診断と相談医 による健康相談 1回/年(相談 は随時)	協力会員	担い手である協力 会員自身の健康が 維持される。
福祉機器・介護 用品の展示、相 談、貸出、あっ せん	在宅で自立した生活を おくるために必要な福 祉機器・介護用品等の相 談を受け、紹介・貸出・ 業者のあっせんを行う。	福祉用具の紹 介、貸し出し、 あっせん 年間随時	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	高齢者や家族が介 護に関する福祉用 具を実際に利用で きる。

(5) 高齢者等の有償在宅福祉サービス事業及び生活支援事業
(5号事業)

事業のねらい

市民相互がささえあえる街づくりをめざし、高齢者、障害者、児童といったサービス提供の対象者によって区分された制度の枠にとらわれず、地域で暮らす一人一人の視点に立って、必要に応じて柔軟にサービスを創出します。

1 会員サービス事業

住民相互の支えあいにより、会員制、有償の在宅福祉サービス提供を行っています。

介護保険法改正等公的なサービスの影響で増加する住民の多様なニーズにこたえ、安心してご利用いただけるよう、サービスの見直し、人材育成に重点をおき、質の向上に努めます。また、参加して下さる方々の交流を通じ、地域で支えあう支援体制をより推進していくことに努めます。

また、厨房改修工事につきましては、平成21年9月以降に約3ヶ月を予定しております。この期間調理が中断しますが、市内業者の協力をいただき食事サービスは継続してまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプ サービスの提 供 (13,010 千円)	日常生活上、支障の ある高齢者等を対 象に家事や介護の 援助を行い、在宅生 活の継続を支援す る。	協力会員によるサ ービス提供 年間	利用会員(高齢 者・障害者・病 気療養中・子育 て家族等)	地域の支えあいで 行われるホームヘ ルプサービスによ って、利用会員一 人一人のニーズに 個別に対応するこ とができ、安心し

				て、より豊かな生活を送ることができる。
食事サービスの提供 (55,241千円)	高齢者、障害者等への食事サービスの実施により、住み慣れた地域の中で、継続的な在宅生活が確保できるよう援助すること。	食事サービスの実施 年間	利用会員	低栄養の改善、孤立死を予防するための安否確認、介護者の負担軽減、食育の視点を持った支援を行うことにより生活の質を向上することができる。
	地域福祉機関等で必要とする食事の支援を行うこと。	食事の配達と協力会員派遣による調理支援 ・子育て支援センター「すこやか」 ・グループホーム等 年間	福祉関係機関	
会員のための交流事業 (25千円)	会員相互の交流を目的とする。	会食会、日帰り旅行等の実施 1回/年	利用会員 協力会員 賛助会員	会員が健康で生きがいを持って生活できるよう支援できる。
会員の慶弔	利用会員の誕生日に記念品を贈って祝いし、また利用会員、協力会員逝去に際して弔意を表す。	会員慶弔に際し記念品、弔電をおくる。 年間	利用会員 協力会員	

2 生活支援コーディネート事業(愛称:ちょこっとさん)

事業のねらい

生活支援コーディネート事業は、「ちょこっとさん」という愛称で、調布市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活が続けられることができるように、地域のボランティアによる「ちょっとしたお手伝い」のサービスを行うことを目的としています。

今年度は、地域にある他の資源との連携を図り、よりいっそうの地域福祉のネットワークの充実に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象者	予測される効果
生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」 (789千円)	地域で安心して生活できるよう、近隣の地域住民が、「ちょっとした」サービスを提供する。	30分程度でできる「ちょっとした」お手伝い月から金	1人暮らし等の高齢者	介護予防を含め、在宅生活を維持することができる。地域福祉の担い手の育成とネットワーク化を図ることができる。
	地域において事業について広報し、サービスを担う市民(登録ボランティア)を募集する。	登録ボランティア説明会の実施 3回以上/年	市民	
	登録ボランティアが安心してサービスに携わることができるよう、また交流が図れるよう、研修会を実施する。	登録ボランティア研修会の実施 3回以上/年	登録ボランティア	

(6) 介護保険法における福祉サービス事業(6号事業)

1 介護給付事業及び新予防給付事業

(1) 居宅介護支援・介護予防支援事業(2,425千円)

事業のねらい

利用者の「望む暮らし」が実現できるように、適切なアセスメントを経て、介護保険のサービスをはじめ、必要な社会資源の調整を行ってまいります。

また、今年度は介護報酬の引き上げが行われ、長寿医療制度についても見直しが引き続きなされており、このような制度の動きが高齢者の生活に与える影響は大きいと考えます。利用者が安心して在宅生活を継続できるよう、的確に情報収集し、利用者への適切な情報提供に努めます。また、より医療機関や地域包括支援センター等、他機関との連携に努めます。

また、権利擁護の対応が求められる方、認知症疾患を持つ方が増加傾向にあることから、より専門的な知識の取得につとめるなど、介護支援専門員一人ひとりのスキル向上に励むとともに、調布市をはじめ、他機関との連携を丁寧に行い、適切なケアマネジメントが行えるように努めてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
居宅介護支援事業	介護保険サービス等を活用し、利用者の望む暮らしを実現するための支援を行う	アセスメントに基づき、介護保険サービスのみならず、個々の利用者にとって必要かつ効果が期待できるサービスも視野に入れケア	介護保険被保険者	利用者が、住み慣れた地域で安心して生活することができる。

	う。	プランを作成する。定期的に利用者状況を確認し、効果的にサービス提供できるよう支援を行う。 年間		
介護予防支援事業	一人ひとりの利用者の日常生活における希望、意欲を尊重し、身体状況の維持、改善又は、回復が行えるよう支援する。	日常生活における、その人独自の目標や実現方法を共に考え、介護予防ケアプランを作成する。 年間	要支援 1・2該当者	利用者の意欲、可能性が最大限に引き出され、その人らしさを大切にしながら生活を送ることができる。
調布市介護支援専門員連絡協議会への参加	調布市在住、在勤の介護支援専門員との連携を図る。	研修会の企画・運営を行う。 年間	調布市在住在勤の介護支援専門員	調布市在住、在勤の介護支援専門員相互の連携や情報の共有化、さらには、スキルアップを図ることができる。
東京都介護支援専門員基礎研修・専門研修の受講	介護支援専門員の資格更新と資質の向上。	東京都指定の各種研修に該当する介護支援専門員は、資格有効期間満了日までに、適宜、研修を受講する。 年間	新任介護支援専門員・現任介護支援専門員	資格更新とともに、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることができる。

(2) 訪問介護・介護予防訪問介護事業(5,328千円)

事業のねらい

利用者が安心して在宅生活を送れるよう心のこもったホームヘルプサービスをお届けいたします。公社のセーフティネットとしての役割を念頭に置き、適切なサービスを提供してまいります

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
訪問介護事業	多様化する利用者ニーズに沿ったサービスを提供する。	介護保険利用者に対して、身体介護、生活援助を行う。 年間	要介護1・2・3・4・5該当者	ヘルパーがニーズを満たすことによって利用者が安心して在宅で生活できる。

介護予防訪問 介護事業	利用者との協働関係によつて生活への意欲が持てるようなサービスを提供する。	介護予防の対象者に「一緒に」を基本に、生活のお手伝いをする。 年間	要支援 1・2 該当者	利用者が、その人らしく、生き生きと暮らせる。
----------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------	------------------------

2 地域密着型認知症対応型通所介護事業 (12,427千円)

(1) 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業

事業のねらい

認知症デイサービス事業、介護予防認知症デイサービス事業のスムーズな運営にむけて取り組んでまいります。

ふちぼあん運営協議会が地域に根付き、多くの方に活動に参加していただけるよう、努めてまいります。また、地域の住民の皆様へ、認知症への理解を深めていただくための各種研修、また、認知症ケアの担い手のための養成もあわせて行っていきます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
認知症デイサービス事業	認知症になっても住み慣れた地域で、できる限り生活が続けられるよう通所介護計画に沿って適切なサービスを提供する。	認知症対応型通所介護(要支援・要介護) 1日 12名 月から金	介護保険被保険者で認知症の疾患をお持ちの方	認知症を正しく理解し、適切な対応をすることにより、認知症状が安定し在宅生活が可能になる。
ふちぼあん運営協議会(ふちぼあんサポーターネットワーク)	地域住民に開かれた施設作りの一翼を担う。住民参加事業の実施・認知症デイサービスの運営を支援。	地域住民を主体とした運営協議会の円滑な運営への支援。 年間 認知症への理解を深め、ケアの方法を学ぶための研修会及び地域学習会の開催への支援。 年間 会食会(ひだまりサロン)実施への支援 1回/月	市民	地域住民自身が地域づくりを企画・実施・参加することができる。 認知症の方が安心して健やかな生活を送るための地域づくりができる。

施設開放	集会所として地域住民に施設を貸出する（無料）	デイサービス等の公社事業の使用時間を除く活動室等の貸出	事前に登録した地域住民の団体	地域住民の地域づくりを支援できる。
------	------------------------	-----------------------------	----------------	-------------------

(7) 障害者自立支援法におけるホームヘルプサービス事業（7号事業）

事業のねらい

障害者が、地域において、自らの「望む暮らし方」を実現することができるように、必要な支援を行います。また、公社のセーフティネットとしての役割を果たす為適切なサービスが提供できるよう努力いたします

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービス事業 (924千円)	利用者が地域において安心して暮らせることを目的にホームヘルプサービスを提供する。	障害者に対して身体介護、家事援助を行う。 年間	障害者自立支援居宅介護、重度訪問介護 該当者	障害者が住みなれた地域で安心して生活できる。

(8) 調布市からの福祉サービス等にかかわる受託事業（8号事業）

1 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

地域住民と協力しながら、利用者に「安心」と「安全」、「生活の質を向上」に向けた通所サービスを提供できるよう、一人一人の目標達成を踏まえ、サービスの質の確保・向上に努めてまいります。

平成9年から使用している当施設について、平成21年9月より3ヶ月程度の厨房改修工事が予定されております。食事も含め事業への影響が最小限となるよう検討し実施してまいります。また、介護保険の報酬改定がされるなか、利用者に安心して継続していただけるようサービスを提供してまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
通所介護事業 (41,427千円)	個別のケアサービスを大切にし、その人らしい生活を支援する。 心身状況の変化を把握し、生活の支援とケアの提供をする。	送迎、食事、入浴、趣味、生きがい活動のサービスを提供する。 月から土 通所介護(要介護・要支援) 1日30人 認知症対応型(要支援・要介護)1日12人	高齢者(介護保険被保険者)	生活の質を向上、生きがい作りができる。 心身の健康の維持増進ができる。
介護予防デイサービス事業 (ハッピークラブ) (1,359千円)	グループ活動、食事の提供を通して、閉じこもり予防を支援する。	趣味活動、レクレーション等のサービスを提供する。 火水金 1日15人	高齢者(特定高齢者を含む)	ひきこもり防止、健康の維持増進と要介護防止ができる。
地域福祉交流育成	年間を通じ様々なボランティアが活動することで、地域と利用者との交流を図る。	ボランティア受入れをおこない デイサービスの様々な事業に参加いただく。 年間	市民・団体・学校等	地域住民が福祉への理解を深めることができる 利用者が生活圏を広げ、社会との結びつきが得られる。
家族支援サービス	利用者を支えている家族を支援する。	家族介護者の懇談会を実施し、介護情報、介護技術の習得の場を提供する。会の報告書を発行する。 年間	通所利用者の家族	介護する家族が、地域から孤立することを防ぎ、介護負担を軽減することができる。

2 調布市地域包括支援センターゆうあい事業（包括2,450千円+見守り240千円）

当センターは、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるための「地域包括ケア」を支える拠点となり、できる限り要介護にならないよう介護予防事業を推進します。さらに要介護状態になってもニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、包括的かつ継続的な地域のサービス体制の確立をめざします。

また、住民参加活動をはじめとした公社型地域包括ケアシステムを基盤に、公社というセーフティネットの特色をいかしながら事業に取り組み、地域に必要な施策を提言する等安心して暮らせる地域づくりの牽引役をめざします。

今年度は特に、増加する認知症や虐待、特定高齢者、単身高齢者等の対応に向けて、下記について取り組みを強化します。

ケアマネジメントにおける専門性の向上

担当地区の地域診断や課題を把握し、地域の方の協力を仰ぎながら、見守りネットワーク活動を中心とした地域ネットワークの強化を図る

介護者が安心して介護に取り組めるための支援体制づくり

また、21年度介護保険法改正において、利用者、事業者がスムーズに制度移行できるよう支援します。

(1) 地域の総合相談

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
実態把握、介護ニーズの評価	出来る限り自立して在宅生活が継続できるように、地域の高齢者の生活の実態やニーズなどを把握する。	高齢者やその家族等からの訪問・来所による面接、電話相談を通じて総合的な相談に基づき、生活の実態やニーズの把握を行う。 年間	高齢者等その家族等	地域の高齢者等が困ったときに気軽に相談が出来、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようになる。
情報提供および支援センター利用の啓発	地域の高齢者へ必要な情報を提供、サービス利用の啓発および普及を図る。	広報誌ほっとらいん・ホームページへの記事掲載・民生委員・広報協力員との連絡会 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民へ情報が届き、必要なサービスをいち早く利用できる。

介護等に関する総合相談・および在宅介護の方法等の指導・助言	地域の高齢者へ介護等についてニーズに合った内容を具体的に助言し、家族の介護負担を軽減する。	訪問、来所、電話による面接相談 年間	高齢者等とその家族等	介護に必要な情報を家族等へ伝えることができる。
		介護教室 年間		
公的保健福祉サービスの調整	公的保健福祉サービスを地域の高齢者が必要とする時、すぐに利用できるようにする。	訪問、来所、電話による面接相談・保健・福祉のサービス利用の調整 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民が必要なサービスを迅速に利用できる。

(2) 判定業務

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
判定業務	市および関係機関の施策の紹介と判定を行い、高齢者の自立に向けた適切な情報を提供する。	職員による来所面接、訪問・各種判定業務 年間	高齢者	身近な窓口での相談、申請を行えるため、高齢者が必要なサービスを選択することができる。
配食確認書の取り交わし	配食サービス利用者に対して定期的にサービス利用の再評価を行い、自立支援を行う。	配食確認書の取り交わし 1回/年	配食サービス利用者	定期的に利用者の状況を把握することで、高齢者が適切に必要なサービスを利用することができる。

(3) 介護予防ケアマネジメント

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護予防ケアプランの作成及び適正化事業	高齢者等の方が現在の身体状況が維持し安心して在宅生活を継続できるため、自立支援をめざした介護予防ケアプランを作成する。	介護予防ケアプランの作成 年間 委託居宅介護支援事業所のケアプラン管理及び指導 年間	要支援高齢者 介護予防居宅介護支援事業所	高齢者が要介護状態になることを防ぎ、安心して元気に生活できる。

介護予防事業	高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上をめざし、生活機能の低下を早期に発見し、必要な介護予防支援をする。	利用者への電話、来所、相談面接 年間	高齢者等	
		特定高齢者実態把握 年間		
		地域支援事業ケアプラン作成 年間		

(4) 権利擁護

権利擁護	困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。	虐待予防の対応 年間	高齢者等	高齢者が尊厳をもって、地域で安心して在宅生活を継続できる。
		成年後見制度の活用促進 年間		
		困難事例への対応 年間		
		消費者被害の防止 年間		

(5) ケアマネジメント支援

居宅介護支援専門員に対する指導・援助	居宅介護支援専門員が担当する様々な問題を抱えるケースに対して、必要な情報提供やサービス導入の支援を行う。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問 年間	居宅介護支援専門員	居宅介護支援専門員と共に、利用者の自立支援のための問題解決を図ることができる。
		サービス担当者会議出席 年間		

ケアプラン適正化事業	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成に向けてケアマネジャーに対し支援を行う。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問 年間	居宅介護支援専門員	適切なケアプラン作成に向けてケアマネジャーを支援することができる。
		サービス担当者会議出席 年間		
介護支援専門員ネットワークの構築	地域の支援専門員の業務の円滑な実施を支援するため、地域包括と介護支援専門員、介護支援専門員同士、その他地域の関係機関等とのネットワークを構築する。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問	介護支援専門員	地域の専門職の連携・協働体制により、利用者が安心して暮らせる地域づくりが図れる。
		サービス担当者会議出席 年間		
		担当地域ケア会議開催 3回/年		
		介護支援専門員地域連絡会 1回/年		

(6) 地域との連携

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
生活支援見守りネットワーク事業	高齢者の意思や生活様式を尊重しながら、地域住民による「ソフトな見守り」と「ゆるやかな働きかけ」を行い、長く住み慣れた地域で暮らせることを目指す。公社の自主事業である「ちょこっちゃん」を含め地域の見守りの輪を広げる。	地域での協力の発掘・地域組織への説明会・地域住民への広報および情報収集・市との連絡会 年間	市民 高齢者等とその家族等	高齢者が孤立することなく、安心して生活できる。

広報協力員に対する定期的な研修、連絡調整	支援センターと地域をつなぐ役割を担う広報協力員が定期的な研修を行い、および広報協力員相互の連携を図ることにより、より一層市民への啓発に取り組む事が出来る。	広報協力員の連絡会開催・ 援護が必要な高齢者の発掘・ 支援センターについての広報を担ってもらう 8回/年	広報協力員	広報協力員がさまざまな福祉制度やサービスについて学ぶことで、地域の高齢者へ必要な情報を届けることができる。
民生児童委員と広報協力員の連絡会	地域の相談窓口となる民生委員と広報協力員が連携を図ることで、地域の福祉ネットワーク構築の充実を目指す。	民生委員と広報協力員の連絡会開催 1回/年	民生児童委員 広報協力員	同じ地域を担当する民生委員と広報協力員が情報を共有することで、利用者が安心して暮らせるようになる。
担当地域ケア会議	複雑な問題を抱える利用者を支えるため、地域・関係者のネットワークの構築を目指す。	担当地域の高齢者が抱える問題について実態を把握し、地域関係者との情報の共有と問題や課題解決に向けたケース検討等を行う 3回/年	保健、医療、福祉などの現場職員を中心に構成・10人程度	高齢者等が安心して生活できる地域づくりができる。

(7) 介護支援

介護教室	高齢者やその家族等に対して医療、保健、福祉等に関する情報を届ける。	介護方法や介護予防に関する教室の開催 1回/年 (2日コース)	市民 高齢者等とその家族等	高齢者やその家族等が必要な医療、保健、福祉サービスの情報を得ることが出来、サービスの利用がしやすくなる。
家族会	家族が安心して介護に携わることができるよう、介護者同士の支えあいの	介護者のつどいの実施 隔月	介護者 市民	家族の介護負担を軽減することができる。

	場づくりを支援する。			
福祉用具の展示	福祉用具を身近に見たり、使用の体験をすることで、適切な用具の利用方法を伝え、自立した生活を支援する。	福祉用具の展示・契約・福祉用具の点検、整理 年間	市民 高齢者等とその家族等	高齢者やその家族が介護に関する福祉用具を実際に確認してから利用できる。

(8) 会議・研修等

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
支援センター連絡会	調布市関係者および他の支援センターとの情報共有を図り、市民への情報発信を行う。	会議出席 1回/月	支援センター職員	調布市、各支援センター間の連携を図ることで、利用者へ途切れないサービスを提供できる。
支援センター語ろう会	9ヶ所の調布市地域包括支援センター間で、地域包括ケアにおける地域の課題や事業に関わる共通理解を図る。	会議出席 1回/月	支援センター職員	
介護予防検討会	調布市支援センター係と各支援センターの保健師または経験のある看護師により、介護予防についての情報共有や事例検討を行う。	介護予防に関する情報の共有と事例検討を行う 6回/年	支援センター保健師・看護師	介護予防事業を適切かつ効果的に進めることができる。
権利擁護検討会	調布市関係者と各支援センターの社会福祉士により、成年後見制度や権利擁護事業について情報共有や制度について理解する。	権利擁護に関する研修 12回/年	支援センター社会福祉士	高齢者等の権利を擁護すると共に、この制度を周知させることができる。
ケアプラン適正化会議	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成に向けてケアマネジャーに対し支援を行う。	介護保険制度やケアマネジャー支援の方法を学ぶ。 6回/年	支援センター主任介護支援専門員	適切なケアプラン作成に向けてケアマネジャーを支援することができる。

生活支援見守りネットワーク連絡会	調布市支援センター係と各支援センターの生活支援見守りネットワーク事業担当者により、情報共有と広報活動の方法を学ぶ。	事業の広報および活動の報告を行う 1回/月	支援センター見守りネットワーク担当	見守りネットワーク網の充実が図られる。
地域密着型グループホーム運営推進会議	認知症があっても自立して生活することができる地域づくりをめざし、地域密着型グループホームの運営推進に携わる。	リアンシェール運営推進会議への出席 隔月	地域密着型グループホーム・リアンシェール	認知症があっても安心して生活できる地域づくりの推進が図られる。

3 低栄養予防事業（いきいきクッキング）

事業のねらい

低栄養状態の予防、改善による要介護状態予防を目的に、管理栄養士による栄養ケア計画に基づく料理教室形式プログラムを実施し、皆で楽しみながら食事内容を見直し、料理が作れるようになるきっかけと仲間づくりを行います。

今年度はプログラム終了後も、継続して、栄養状態改善を意識した生活ができることを目的とし、自主グループ活動支援、住民サポーターの育成を含め、地域で継続して介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
低栄養予防教室「いきいきクッキング」 (546千円)	栄養ケア計画の作成と、これに基づくプログラムを実施し、要介護状態を予防するための体の栄養状態の維持、増進を目指す。	1コース5ヶ月8回の事業において、講義、調理実習及び前後の健康度の把握と効果測定を実施する 2コース/年	65歳以上の市民で以下に該当する方 特定高齢者 低栄養の不安のある方 男性の方で調理経験の少ない方	低栄養状態を改善、予防する。また低栄養から生じる体力低下を予防する。
自主グループ活動支援	プログラム終了後も地域で低栄養予防の取り組みが継続できるよう、自主グループの活動を支援する。	必要と思われる情報提供等を実施 随時	事業参加者等	プログラム終了後にも集まることができる仲間づくりの機会となる。

住民サポーターの育成	事業、自主グループ等の活動を実施し促進できる市民サポーターを育成し、地域で支える介護予防事業に取り組む。	必要と思われる外部研修会の参加等 年間	住民サポーター	介護予防リーダーを育成することにより、地域で支えあう介護予防を推進する。
------------	--	------------------------	---------	--------------------------------------

4 軽度生活援助事業

(1) 家事援助事業

事業のねらい

介護保険法非該当の高齢者が、安心して日常生活をおくれるよう協力会員によるホームヘルプサービスを提供します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助事業 (1,442千円)	介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者が必要とする生活援助を提供する。	協力会員によるホームヘルプサービスの提供。 年間	65歳以上の単身世帯、高齢者世帯およびこれに準じる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の支援が必要な方	介護保険に該当しない高齢者に対する介護予防的支援を、地域の支えあいによって行うことができる。

(2) 見守り事業

事業のねらい

認知症の方とご家族が安心して在宅生活が送れるよう介護保険の内容を補完するサービスとして平成19年6月より始めました。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助見守り事業	認知症の方に、見守り関連のサービスを提供し、生活に広がりを持っていただくとともに、家族の介護負担を軽減する。	専門の知識、技術を持ったヘルパーが認知症の方に対して見守り、散歩介助、話し相手等の援助を行う。また家族からの相談に対して	65歳以上の認知症の症状を有する方、及び65歳未満の介護保険法の認定を受け、かつ認知症の症状を有する方で、介護保険サービ	介護保険では出来ないサービスを行うことによって、認知症の利用者の精神的安定が図れるとともに、疲労している家族の介護負担を軽減する事ができる。

		一緒に考え、関係機関につなげていく。 年間	スの適用とならない見守り等のサービスが定期的に必要な方	
--	--	--------------------------	-----------------------------	--

5 介護保険要介護認定調査

事業のねらい

介護保険法に基づく要介護認定調査を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
要介護認定調査	介護保険法による要介護認定調査を行う。	要介護認定調査を行う。 年間	介護保険要介護認定申請者	介護保険制度運営の円滑な遂行のために資することができる。

(9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業(9号事業)

1 事業運営の改善

引き続き、事務事業について、各係において業務の見直しを行い、業務整理など事業の活性化のための取り組みを行ってまいります。

また、係内においてだされた改善課題については、目標及び対応方法、改善のための取り組みを明確にしたうえで、計画を実施し、その結果を全職員で共有していく仕組みを充実させてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
職員会議 訪問事業課・ 地域事業課・住 民参加推進課 国領デイサ ービス係 訪 問介護係 デ イサービスぶ ちぼあん係	公社が目指すべき方向性、重要な案件について全職員で共有し、円滑な事業運営を行う。	個別事業についての報告、連絡。適切な事業運営に関する協議。 各 1回/月	各担当職員	全職員が公社理念を共有し、利用者にとっての質の高いサービス提供の確保に努めることができる。

運営会議	公社運営にあたり必要な案件について協議を行い、意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の収集と分析 改善課題の設定と改善方法の協議 事業運営に関する協議 2回/月	主任、主査、係長、主幹、課長、局長	事業運営にあたり実情を踏まえた意思決定ができる。
経営会議	経営状況の把握と円滑な事業運営の確保のため意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の分析結果に基づいた公社の方向性の決定 随時	主幹、課長、局長、常務理事、理事長	経営の基本方針が定まり、円滑な事業運営の確保が図られる。

2 サービスの質向上

サービス水準の向上を図るために、各種サービスマニュアルやサービス手順書の作成サービス評価会議、ケースカンファレンスの実施などを適切に行います。またサービス情報の公表制度を定期的に受審します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
サービス評価会議等の開催	自らの立てたケアプラン、各種介護計画が適切であるか、複数の専門職の目から評価し、改善に役立てる。	居宅介護支援計画書、各種介護計画書の検討を通じて、アセスメント結果、ケアプラン内容のチェック、サービスの適切さについて評価する。 年間	公社職員 (各担当部署にて開催)	適切なケアプラン作成、サービス提供を行うための力量形成ができる。
ケースカンファレンスの開催 (48千円)	対応困難ケースの事例検討を通して問題の解決を図る、また、職員の資質、能力の向上を図る。	自らの事例についてまとめ、発表する。他のメンバーとディスカッションを行う中で、自らのケアの振り返りを行う。また、必要に応じて外		事例をまとめる段階で、自らの援助を振り返り、また、他者からの意見を聞くことにより、新たな視点を得ることができ、利用

		部スーパーバイザーを招き必要な視点、アドバイスを得る。 1回/月		者への適切なケアを行う上での力量形成の機会となる。
サービス情報の公表制度の実施	自らのサービス内容や運営状況の情報を、公平、公正な環境で公表し、利用者に適切な事業所を選んで頂けるようにする。	サービス情報の公表制度の実施 1回/年	対象：通所介護事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業	情報の公表にあたり、事業所の状況を客観的に捉えることができ、サービスの質の改善に資することができる。

3 職員の個別能力開発（1,505千円）

外部研修へ積極的に参加し、職員の資質向上を図り人材育成に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
外部研修への派遣 (情報収集)	様々な福祉ニーズに対応するための専門的な知識の習得及び情報収集を行う。	公社業務に関連した福祉サービス研修 年間(随時)	公社職員	公社サービスの充実
		パソコン技術向上のための研修などへ参加 年3回以上		
外部研修への派遣 (資質向上)	職員の資質を向上し事業運営を効率的に行う。	各職層に応じ講師を招いての集合研修を実施する 年間(随時) 経営者研修 労務管理研修 などへの参加	公社職員	公社職員としての意識と自覚を高め、公社運営を担える職員の創出を図る。